**平成２７年（フ）第２７１１号**
東京都荒川区西日暮里６丁目43―２―201
債務者　村山　一聡
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第２７１３号**
東京都豊島区目白２丁目４―１―306
債務者　坂本竜一こと　坂本　結衣
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第３９７号**
横浜市南区南太田４丁目18番８号
債務者　管野みどり
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第７号**
熊本県球磨郡湯前町3097番地
債務者　瀧上　長利
1　決定年月日時　平成27年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月29日午前11時
熊本地方裁判所人吉支部

**平成２６年（フ）第１０２９号**
千葉県船橋市前原西８丁目24番８号
債務者　松本　忠之
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月１日午後１時10分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２７年（フ）第７６号**
千葉県船橋市丸山１―50―５、住民票上の住所千葉県四街道市大日543番地１　サンビレッジ四街道Ｊ棟202
債務者　土屋　昌和
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月１日午前11時30分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２７年（フ）第６３号**
東京都小金井市前原町３丁目23番22―210号ビッグワールド21寮
債務者　武藤　　広
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２７年（フ）第７８号**
東京都小平市回田町248番地の５ヴィラあかねＥ―101
債務者　松川　庸子
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２７年（フ）第２５３４号**
埼玉県三郷市彦成３丁目10―18―706
債務者　風見　陽子
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第２６３０号**
東京都東久留米市浅間町２丁目５―２―202
債務者　熊谷　和之
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第２６３１号**
東京都東久留米市浅間町２丁目５―２―202
債務者　熊谷志津奈
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第２６４３号**
東京都台東区蔵前４丁目10―７―503
債務者　大關　慶子
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第２７０１号**
神奈川県川崎市宮前区宮前平１丁目４―98
債務者　冨高　徳毅
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第９８号**
神奈川県海老名市国分南４丁目25番23号
債務者　松崎千登勢
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第２５９５号**
東京都中野区弥生町５丁目14―19―Ｅ
債務者　菊島佑公子
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第２７０２号**
東京都中央区築地７丁目11―５―404
債務者　三井　政司
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部